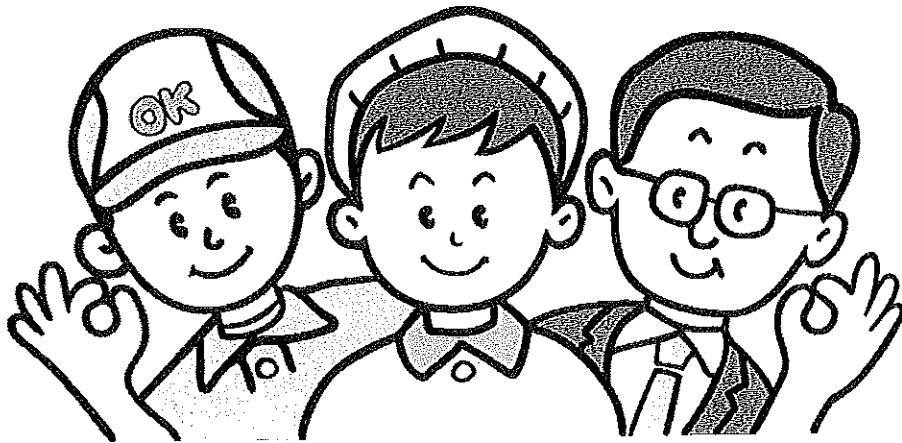


平成 29 年度

## 第 4 回 理 事 会 議 案 書

日 時 平成 29 年 11 月 30 日 (木) 午後 2 時 30 分

場 所 菊川市営保養センター小菊荘



(一財)小笠掛川勤労者福祉サービスセンター

# 平成 29 年度 第 4 回理事会日程

日時 平成 29 年 11 月 30 日 (木) 午後 2 時 30 分  
場所 菊川市営保養センター「小菊荘」

日程第 1 開 会

日程第 2 理事長あいさつ

日程第 3 議長選出

日程第 4 開会宣言

日程第 5 議事録署名人の選出

日程第 6 協議事項

協議第 1 号 職員の募集について

日程第 7 決議事項

議案第 1 号 職員就業規程の一部改正について . . . . . P 1

議案第 2 号 臨時職員に関する規程の一部改正について . . . . . P 4

議案第 3 号 会計規程の一部改正について . . . . . P 7

議案第 4 号 平成 29 年度第 1 回収支補正予算について . . . . . P10

日程第 8 報告事項

報告第 1 号 中間決算監査報告について

日程第 9 その他

日程第 10 閉 会

議案第1号

職員就業規程の一部改正について

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター職員就業規程の一部改正について、定款第39条の規定に基づき、理事会の承認を求める。

1. 理由

高年齢者雇用安定法の定めにより、職員の定年延長できる期間を改正する。

2. 施行期日

平成30年4月1日

平成29年11月30日 提出

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
理事長 田嶋高行

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
職員就業規程の一部改正について

第25条中「3年」を「5年」に改める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

## 職員就業規程新旧対照表

改正前	改正後	備考欄
<p>第1条から第24条 略 (定年)</p> <p>第25条 職員の定年は、満年齢で事務局長65歳、その他の職員60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、その他の職員の場合理事長が必要と認めるときは<u>3年</u>を超えない範囲において、延長することができる。</p> <p>第26条から第37条 略 附 則 略</p>	<p>第1条から第24条 略 (定年)</p> <p>第25条 職員の定年は、満年齢で事務局長65歳、その他の職員60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。ただし、その他の職員の場合理事長が必要と認めるときは<u>5年</u>を超えない範囲において、延長することができる。</p> <p>第26条から第37条 略 附 則 略 附 則</p> <p><u>この規程は平成30年4月1日から施行する。</u></p>	

議案第2号

臨時職員に関する規程の一部改正について

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター臨時職員に関する規程の一部改正について、定款第39条の規定に基づき、理事会の承認を求める。

1. 理由

静岡県最低賃金の改定により臨時職員の基本賃金を改正する。

2. 施行期日

平成29年12月1日

平成29年11月30日 提出

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
理事長 田 嶋 高 行

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
臨時職員に関する規程の一部改正について

第8条第2項中「800円」を「支給年度の静岡県最低賃金の1.03倍の額とする。ただし、一の位を切り上げる。」に改め、「時給800円」を「時給として基本賃金の額」に改める

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

臨時職員に関する規程新旧対照表

改正前	改正後	備考欄
<p>第1条から第7条 略 (給与)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 基本賃金は時給とし<u>800円</u>とする。<u>臨時職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、時給800円を時間外手当として支給する。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条 略 附 則 略</p>	<p>第1条から第7条 略 (給与)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 基本賃金は時給とし支給年度の静岡県最低賃金の1.03倍の額とする。<u>ただし、一の位を切り上げる。臨時職員が正規の勤務時間を超えて勤務した場合には、時給として基本賃金の額を時間外手当として支給する。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条 略 附 則 略 附 則</p> <p><u>この規程は平成29年12月1日から施行する。</u></p>	



議案第3号

会計規程の一部改正について

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター会計の一部改正について、  
定款第39条の規定に基づき、理事会の承認を求める。

3. 理由

会計規程の明瞭性を高めるため、手許現金の額を規定する。

4. 施行期日

平成29年12月1日

平成29年11月30日 提出

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
理事長 田嶋高行

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
会計規程の一部改正について

第25条第2項中「手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。」を「手許現金の限度額は、3万円とする。」に改める

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

## 会計規程新旧対照表

改正前	改正後	備考欄
<p>第1条から第24条 略 (手許現金) 第25条 略 2 <u>手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。</u> 第26条から第40条 略 附 則 略</p>	<p>第1条から第24条 略 (手許現金) 第25条 略 2 <u>手許現金の限度額は、3万円とする。</u> 第26条から第40条 略 附 則 略 附 則 <u>この規程は平成29年12月1日から施行する。</u></p>	

議案第4号

平成29年度一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
第1回収支補正予算について

平成29年度一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター第1回収支補  
正予算について、別紙のとおり定める。

平成29年11月30日 提出

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター  
理事長 田嶋 高行

# 第1回収支補正予算書（正味財産増減計算書ベース）

平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日まで

一般財団法人小笠掛川勤労者福祉サービスセンター

全会計

科 目	当初予算額	補正予算額	予算額合計
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	40,000	0	40,000
基本受取利息	40,000	0	40,000
特定資産運用益	1,000	0	1,000
特定資産受利息	1,000	0	1,000
入会金収益	400,000	0	400,000
受取入会金	400,000	0	400,000
受取会費	54,720,000	0	54,720,000
受取会費	54,720,000	0	54,720,000
事業収益	230,000	0	230,000
健康維持収益	50,000	0	50,000
余暇活動支援収	50,000	0	50,000
受託事業収益	30,000	0	30,000
その他の事業	100,000	0	100,000
共済金収益	10,115,000	1,139,000	11,254,000
共済給付金収益	10,015,000	0	10,015,000
共済還元金収益	100,000	1,139,000	1,239,000
受取補助金等	14,300,000	0	14,300,000
受取補助金	14,300,000	0	14,300,000
受取公共補助金	14,300,000	0	14,300,000
受取負担金	15,636,000	0	15,636,000
受取負担金	15,636,000	0	15,636,000
健康増進負担金	324,000	0	324,000
利用者負担がら	4,526,000	0	4,526,000
利用者負担ソナ	10,300,000	0	10,300,000
物資斡旋負担金	286,000	0	286,000
自己啓発負担金	200,000	0	200,000
雑収益	31,000	0	31,000
雑収益	30,000	0	30,000
受取利息	1,000	0	1,000
経常収益計	95,473,000	1,139,000	96,612,000
(2) 経常費用			
事業費	90,671,000	213,000	90,884,000
人件費	10,182,000	213,000	10,395,000
給料手当	8,394,000	0	8,394,000
法定福利費	1,298,000	3,000	1,301,000
福利厚生費	58,000	3,000	61,000
退職金掛金	432,000	0	432,000
賃金	0	207,000	207,000
事業運営費	4,263,000	0	4,263,000
旅費交通費	140,000	0	140,000

科 目	当初予算額	補正予算額	予算額合計
通信運搬費	209,000	0	209,000
消耗品費	98,000	0	98,000
印刷製本費	128,000	0	128,000
燃料費	30,000	0	30,000
水道光熱費	154,000	0	154,000
使用賃借料	1,431,000	0	1,431,000
租税公課	3,000	0	3,000
支払負担金	170,000	0	170,000
委託費	108,000	0	108,000
戻し会費(返還)	808,000	0	808,000
支払手数料	984,000	0	984,000
健康維持増進事	15,497,000	0	15,497,000
受診料補助金	7,217,000	0	7,217,000
予防接種補助	1,400,000	0	1,400,000
ｽﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ事業	300,000	0	300,000
利用券幹旋事業	120,000	0	120,000
物資幹旋事業	200,000	0	200,000
施設利用補助金	6,200,000	0	6,200,000
教室開催費	60,000	0	60,000
余暇活動支援事	20,992,000	0	20,992,000
ﾘｸﾘｴｰｼｮﾝ事業費	660,000	0	660,000
ｸﾞﾚﾝ等幹旋事業	5,253,000	0	5,253,000
ｼﾈﾏ等幹旋事業	11,729,000	0	11,729,000
物資幹旋費	100,000	0	100,000
施設補助金	650,000	0	650,000
宿泊補助費	2,600,000	0	2,600,000
自己啓発支援事	560,000	0	560,000
受講料補助費	30,000	0	30,000
教室開催費	350,000	0	350,000
文化講座開催	10,000	0	10,000
相談会開催費	10,000	0	10,000
借上料	10,000	0	10,000
施設利用補助金	150,000	0	150,000
財産形成支援事	10,000	0	10,000
保証料補助金	10,000	0	10,000
老後生活安定事	18,000	0	18,000
退職共済補助	18,000	0	18,000
調査研究情報提	4,012,000	0	4,012,000
印刷製本費	2,624,000	0	2,624,000
通信運搬費	888,000	0	888,000
委託費	240,000	0	240,000
会議費	60,000	0	60,000
報償費	200,000	0	200,000
共済給付事業	35,137,000	0	35,137,000
共済給付費	10,015,000	0	10,015,000
祝金給付事業費	11,000,000	0	11,000,000
弔慰見舞事業費	100,000	0	100,000
共済掛金	14,022,000	0	14,022,000

科 目	当初予算額	補正予算額	予算額合計
管 理 費	4,710,000	54,000	4,764,000
人 件 費	2,547,000	54,000	2,601,000
給 料 手 当	2,099,000	0	2,099,000
法 定 福 利 費	325,000	1,000	326,000
福 利 厚 生 費	15,000	1,000	16,000
退 職 金 掛 金	108,000	0	108,000
賃 金	0	52,000	52,000
管 理 運 営 費	2,163,000	0	2,163,000
報 酬	348,000	0	348,000
そ の 他 報 酬	100,000	0	100,000
旅 費	35,000	0	35,000
会 議 費	150,000	0	150,000
通 信 運 搬 費	209,000	0	209,000
消 耗 品 費	98,000	0	98,000
修 繕 費	10,000	0	10,000
印 刷 製 本 費	128,000	0	128,000
燃 料 費	30,000	0	30,000
使 用 料 賃 借 料	358,000	0	358,000
委 託 料	108,000	0	108,000
食 糧 費	20,000	0	20,000
租 税 公 課	46,000	0	46,000
手 数 料	320,000	0	320,000
支 払 負 担 金	41,000	0	41,000
水 道 光 熱 費	39,000	0	39,000
雑 費	123,000	0	123,000
経常費用計	95,381,000	267,000	95,648,000
評価損益調整前当期増減額	92,000	872,000	964,000
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	92,000	872,000	964,000
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	92,000	872,000	964,000
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	92,000	872,000	964,000
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000,000	0	50,000,000
指定正味財産期末残高	50,000,000	0	50,000,000
III 正味財産期末残高	50,092,000	872,000	50,964,000

